

高等学校等学びの变革

かん きょうじゅうじつ しょうがく きん

環境充実奨学金

給付

7月電子申請



生徒用コンピュータ等を保護者負担で購入等する費用を支援する制度です。

手 続

毎年、**対象者のみ**申請手続きが必要となります。申請方法等については、**7月頃**にお知らせする予定です。

対象者

〈次のいずれにも該当する者〉

- ☒ 広島県内の国公私立高校等※に在学している生徒
※高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)、特別支援学校高等部、専修学校高等課程及び高等専門学校
- ☒ 学校の指示により生徒用コンピュータ等を保護者等の負担で購入等している生徒
- ☒ **生活保護受給世帯又は保護者等全員の住民税所得割が非課税※の世帯**

※年収の目安は4人家族で給与収入が約270万円未満となります。

支給額

保護者等が負担した生徒用コンピュータの購入費用及び通信費等を対象経費とし、対象経費を修業年限(高校等の卒業までの年数)で除した額を年1回支給します。

上 限 額

修業年限が3年(全日制)の場合 **35,000円/回(年)**修業年限が4年(定時制)の場合 **29,500円/回(年)**

Q & A

もともと所有していた機器等を使用する場合、その購入費用等は支給対象となりますか。

答え

学校から購入等を指示される前(高校等に合格する前)に所有していた生徒用コンピュータ等の購入費用等は、**原則として支給対象となりません**。この場合、高校の在学中に必要な通信費とソフトウェア等の費用が支給対象となります。

機器を一括払で購入した場合も毎年申請し、毎年度支給されるのですか。

答え

はい、**3年間(全日制の場合)の分割で支給**します。非課税世帯の要件を満たすかどうかを毎年確認し、機器等の購入状況からその年の支給額を決定するため、申請書類は**毎年提出**していただく必要があります。

生活保護等から機器の購入費等の支援を受けた場合は、どうなりますか。

答え

対象経費の全額について、生活保護費や特別支援教育就学奨励費など他制度から支援を受けた場合は、**重複して支援を受けることはできません**。対象経費の一部のみ他制度から支援を受けた場合は、残りの対象経費をこの奨学金から支援します。

レシート等をいつまで保管しておく必要がありますか。

答え

レシート・領収書等がないものについては、支給対象とすることができません。生徒用コンピュータ等を購入した際のレシートや領収書等は、**高校等を卒業するまで**無くさないように保管してください。

支給を一度受けた場合はその翌年度以降も必ず支給されるのですか。

答え

毎年7月1日時点の課税状況などを確認するため、**毎年申請**する必要があります。そのため、保護者等の収入状況等によっては、支給対象であった場合でも翌年度以降は対象外となる場合もあります。

コンピュータ等の購入前にこの奨学金が支給されることはありますか。

答え

購入等した生徒用コンピュータ等のレシート・領収書等が必要になりますので、**購入等する前に支給を受けることはできません**。事前に購入資金の支援が必要な場合は、入学準備金等の貸付けを申請することをご検討ください。